

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第21号

平成29年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年7月28日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 藤 縄 善 朗

記

- 1 期 日 平成29年8月4日（金）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

平成29年8月4日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	田 中	栄	議員	2番	武 井	誠	議員
3番	古 内	秀 宣	議員	4番	杉 田	恭 之	議員
5番	小 澤	弘	議員	6番	山 中	基 充	議員
7番	新 井	文 雄	議員	8番	近 藤	英 基	議員

不応招議員（なし）

平成29年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 平成29年8月4日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第11号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第11 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第12 一般質問

午前10時10分開会

出席議員（8名）

1番	田中	栄	議員	2番	武井	誠	議員
3番	古内	秀宣	議員	4番	杉田	恭之	議員
5番	小澤	弘	議員	6番	山中	基充	議員
7番	新井	文雄	議員	8番	近藤	英基	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	藤縄	善朗	副企業長	石川	清
監査委員	木村	栄一	事務局長	田端	安男
事務局長 事務次長	小林	秀之	事務局長 事務次長	太田	広正
庶務課長	毛須	章久	庶務課長 庶務課長	前原	民子
給水課長	薄井	貴行	施設課長	高篠	保
浄水課長	笠木	知之	浄水課長 浄水課長	高橋	俊行

事務局職員出席者

書記	新井	広高	書記	坂本	一史
書記	砂生	憲志			

◎開会及び開議の宣告

(午前10時10分)

- 杉田恭之議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 杉田恭之議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところ、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

また、去る7月12日、13日の2日間にわたりましての議会事務調査につきましては、静岡市上下水道局における災害対策本部システム並びに大井川広域水道企業団での浄水場視察など、大変実りある研修ができましたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、ことしも猛暑の様相を見せております。水源となっております荒川水系、利根川水系ダムの貯水量は、現在、利根川水系ダムは十分な貯水量となっておりますが、荒川水系のダムの貯水量は例年に比べ大幅に少なく、渇水の状況にあります。これから本格的な夏を迎え、水需要も増し、貯水量もさらに減少するものと思いますので、引き続き水源の状況を注視していきたいと存じます。

今後とも皆様のご指導、ご協力をいただき、坂戸、鶴ヶ島両市民のために安全で安定した水を供給することができますよう、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は8件、一般質問は2名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

- 杉田恭之議長 企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、本定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただくことは、当企業団の発展のためまことにありがたく、感謝にたえないところでございます。また、常日ごろ水道企業団の発展のためにご尽力いただきまして、心から御礼を申し上げます。

ただいま議長からもお話がございましたように、当企業団のほうで、ほとんど多くが県水を利用しているわけでありまして、利根川水系については十分な貯水量がございますが、荒川水系につきましては非常に大幅に少ないような状況でございまして、心配をしております。このところかなり貯水量のほうも上がっているわけでございますけれども、今後とも関係機関と連携を図りながら、市民生活への影響が最小限となるよう対応してまいりたいと思っております。

さて、本定例会にご提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例についてを初め、平成28年度の決算など8議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明を申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○杉田恭之議長 ありがとうございます。

_____ ◇ _____

◎諸報告

○杉田恭之議長 次に、本定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○杉田恭之議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

8 番 近 藤 英 基 議員

1 番 田 中 栄 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○杉田恭之議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。



◎議案の朗読省略

○杉田恭之議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することといたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。



◎諸般の報告

○杉田恭之議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、企業長から平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書及び平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費精算報告書並びに平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について報告がありました

ので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から、定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第4、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを明記する等所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第5、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするとともに、開示等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを明記する等、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第 6、議案第 8 号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第 8 号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者の企業長への報告事項に退職管理の状況を加えるため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第 6、議案第 8 号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第7、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

水道利用加入金及び工事検査手数料について、現在の資産の状況、人件費等を算出基準として再計算を行ったところ、いずれも現行の加入金及び手数料の額を大きく上回っていることから、近隣事業体との均衡を図りつつ、加入金及び手数料の額を改定するものです。

あわせて、加入金に係る消費税を外税方式に変更するとともに文言整理等所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

先ほど企業長のほうから説明があったように、総合的な条例になっていますので、ページは少しかかるかかからないかわからないので、その辺はちょっとご容赦願いたいと思います。

それから、初めて一問一答方式なものですから、ちょっと間違ったりするかと思うのですがけれども、その辺は休憩などでというふうに思います。重要案件ですので、幾つか質疑をしていきたいと思います。

3点にわたって質疑をいたします。1点目の関係は、改正全体の根拠とか理由とか総合的に聞いていきたいなというふうに思います。1ページ絡みということになるかと思えます。それから2点目、加入金とか手数料とかその辺の関係について、主には2、3ページに関連するかなというふうに思います。それから3点目については、手数料を分けた理由ということで、3ページにちょっと載って、1ページにも載っているわけですがけれども、そんなところで3点について質疑をしていきたいと思います。

まず、1点目です。改正の根拠、理由など、これ総合的に聞きたいと思うのですけれども、まず水道利用加入金、それから工事検査手数料、今度は設計審査手数料というふうに分かれるということもありますけれども、これについて値上げの算出の根拠についてまずお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

当企業団の水道利用加入金につきましては、新たに水道を利用する方々にも、これまでに整備された水道施設の費用を平等に負担していただくものとして徴収し、今後の施設整備の財源として活用するものでございます。水道利用加入金の算定根拠については、平成28年度末における水道水を送り届けるために必要となる建物や水道管などの資産の総額から、償却限度額と補助金等を原資として取得した部分を差し引いた額を加入金対象経費といたしました。この加入金対象経費をもとに、平成28年度末におけるメーターの個数、メーター口径ごとの流量比に応じて単価を算出いたしました。さらに、近隣事業者との均衡を考慮し、埼玉県西部地区の平均単価を上限値といたしまして、これを上回ることをないように算出しております。

次に、設計審査手数料と工事検査手数料の算定については、給水装置工事を施工する際の設計審査や竣工後の工事検査に要する費用が対象経費となります。こうした経費は、特定の人に何らかの役務を提供するための費用となりますので、手数料として徴収するものでございます。手数料につきましては、通常これらの事務に係る人件費と印刷製本費等の物件費を根拠といたしまして、平成26年度から28年度の3カ年の平均値を基に算出しております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 それでは、再質疑いたしたいと思えます。

数値的な大枠な根拠が示されました。埼玉県内、それから制度について資料はいただいているところです。そういう意味では、金額については全体的な計算の中で多少配慮はされているのかなというふうに感じるころはあります。

ただ、平等にということ先ほどありましたけれども、これ昭和50年4月に制度ができたときに初めてこの金額が決まって、1975年ですから42年たつわけです。そういう意味では、42年間、その平等性について、上げればよいということではないですけれども、一度も見直しがないうちで、変えることについてはありますけれども、ここで一気に値上げ、世間並みにということについては、非常に疑問があるところかなというふうに思い

ます。それで、一気に値上げをするこの辺について、お伺いをしたいと思います。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 お答えします。

約40年間見直しを行わなかったわけですが、これまでは大口需要者を含めた新規の水道利用者への負担を考慮しまして、また水道利用者の増加を図る必要がございました。現在は水道普及率も99%を超過し、今後、水道施設の耐震化や管路の更新に多額の費用が見込まれることから、近隣事業体との均衡を考慮しまして、今回の見直しという形で行ったものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 3回目なので、この項は最後というふうに思います。

水道については、公共事業であります。そして、道路から隣が川越でもそこからというふうにはいかないという、公共性が高い中で改正ですか、値上げをするというふうになるのかなというふうに思います。

審議会などの開催をしてくるというのが普通かなというふうに思います。下水は先月か最近値上げがされ、ホームページを見ますと、何度も何度も丁寧に答申するまでに審議会を開いて、誰が見てもわかると、そういう形になっているかなというふうに思います。そういう意味では、長い間手をつけなかった、そういうところについて、段階的に進めるということについては今回検討がされなかったのかどうかについてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

審議会のお話でございますが、まず水道料金の改定等につきましては継続使用者でございます市民全体に大きな影響があることから、受益者の代表者等を構成員とした懇話会を開催しておりますが、今回の水道利用加入金等の改正につきましては、将来、水道を使用する方が対象となり、現市民への直接的な影響は限定的であると思われることから開催しなかったものでございます。

また、段階的な引き上げについて検討はいたしましたが、水道利用加入金については給水装置、すなわち水道を新設または増径する場合に、1回のみ負担していただくものでございます。引き上げ後の額につきましても、近隣市町の平均以下と設定しておりますので、例えば坂戸市にお住まいの方が、川越市でありますとか毛呂山町に家を新築する場合でも、同程度の負担をしていただくということになります。税金や保険料のよう

に同一人が毎年支払いをするようなものにつきましては、激変緩和措置として段階的な支払い金額の設定をする場合もございますが、加入金につきましては1回のみのお支払いでありますので、段階的に引き上げることは予定しておりませんので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 3回だけなので、次の2点目に行きたいと思います。

加入金などの関係ですが、2、3ページに絡むのですけれども、お金がどのくらい動くのかがあるので聞きたいのですけれども、過去5年間の加入金及び工事検査手数料の件数と金額についてお示し願います。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

過去5年間の水道利用加入金及び工事検査手数料の件数と金額を申し上げます。平成24年度は、加入金1,410件、1億4,948万円、検査手数料2,609件、913万1,500円、平成25年度は加入金が1,011件、金額1億1,483万円、検査手数料が2,304件、金額806万4,000円、平成26年度、加入金が1,090件、1億1,698万円、手数料が2,522件、882万7,000円、平成27年度加入金が1,056件、金額が1億1,400万円、検査手数料2,236件、782万6,000円、平成28年度、今回の決算でございますけれども、加入金が1,139件、金額が1億2,542万円、検査手数料2,400件、金額が840万円となっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 数字を聞きました。加入金が約1億1,000万円から1億1,500万円ぐらいと、それから手数料については800万円前後という答弁でありました。28年度決算、今回の決算の中で出ているわけです。1億2,500万円程度と840万円というふうに今回のを見れば出ているのかなというふうに思います。これでどのくらい上がるのかということについてお聞きをします。全部聞いてもあれですので、今年度の28年度について加入金と検査手数料、どのくらいになるかお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 お答えいたします。

28年度の決算の数値に換算した場合でございます。水道利用加入金につきましては、先ほど申し上げたとおり1,139件で、現行が1億2,542万円でございます。これが2億3,606万1,000円となりまして、1億1,064万1,000円の増額となります。また、検査手数

料でございますが、2,400件今回ございまして、840万円でございますが、これが1,080万円となりまして、240万円の増額ということになっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 1億円、両方足して1億2,000万円というふうなところかなというふうに思いますが、5年間絶対そうですというふうに、40年間、そういう意味では形式的に考えればずっと放置をしてきたというのは、非常にそういう意味では今まで加入金ではなく、値上げやなんかについて何度も値上げをしたり、値下げをしたりしてきて途中で検討してこなかったというのは、やはり執行部としてはいろいろ問題があるのではないかなというふうにちょっと思うところです。

それで、加入金の関係です。一般市民が多く使うのは13なり20、90を超えているというふうに説明は前に受けているわけですがけれども、何%ぐらい13か20について値上げになるのか、お示し願います。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 お答えいたします。

一般家庭で使用されているメーター口径、おおむね口径13ミリメートル及び20ミリメートルでございます。こちら13ミリメートルの口径では、現行税込みで8万円から10万8,000円で、値上げ額が2万8,000円、値上げ率35%になります。口径20ミリメートルでございますが、現行12万円、これが22万6,800円、値上げ額が10万6,800円で、値上げ率89%になります。こちら金額は、いずれも消費税8%の金額で比較した額でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 3回ですので、89%というすごい数字、今まで値上げではちょっと聞いたことないなというふうに認識をしています。

3点目です。手数料を2つに分けたということでありまして。この辺については、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

給水工事検査につきましては、給水条例の第8条において指定給水装置工事事業者が施工する場合には、設計審査を受け、かつ完了検査を受けなければならないと規定されております。現在も設計審査と工事検査を行っておりますが、工事内容が複雑多岐になっております。こちら今、直結給水ですとか受水槽給水、あとは直結増圧給水等ござい

ます。審査に労力を非常に費やしております。また、複雑な内容を含んだ申請で、現行での一括した検査手数料では、設計審査が終了し、手数料の入金の完了後に工事を取りやめるといった場合においては、設計審査を完了していることから手数料の還付ができないことがあります。別々の設定であれば対応が可能です。また、西部地区市町村の事業体においても設計審査、工事検査を分けて手数料としていることが多いことから、2つに分けたものでございます。

以上でございます。

○7番 新井文雄議員 了解です。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

田端事務局長。

○田端安男事務局長 加入金の値上げでございますが、40年間やってこなかった現状は確かでございます。その間、内部留保金も大分ありました。先ほど企業長からもありましたけれども、この辺で落ちがあったのかもしれませんが、今後、水道施設の耐震化等をしていく上で、金額については非常に重要な問題になってきます。それにつきましても、今まで料金で施設を運営してきた分を後から来た人にも応分に分担してもらうという形で値上げになります。これにつきましてもなるべく水道料金の値上げを抑えたいところもあるところでございますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 近藤でございます。1点について、ただいまの件について質問してみたいと思います。

まず、私はこの点はやむを得ないかなと結論的には思っておるところであります。これを見ますと、来年、30年4月からということでもありますので理解するところではありますが、この議案提出は、先ほどもちょっと審査会、その他の話も出たのですが、なぜ今なのか。今でないと、ここにあります30年4月に間に合わないとか、そんな理由かということについて。もう一点は、その間の利用者等に対してのPRと思いますが、手続であるとか、その辺についてお聞きしたいと思います。まず1点、なぜ今なのかということでございます。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

来年、30年4月ということは、あと7カ月ほどでございます。設計の窓口につきまし

ては、将来家をつくる方々等が大分早くから来ております。そういう形で加入金、今の現状の加入金、来年、30年4月以降に家が完成するメーターを出すうちにつきまして、なるべく早く情報を持っていかなければいけないと思ひまして、ちょっと早いというわけではありませんが、現段階になりました。

それと、PRにつきましては、今後可決された場合につきましては、給水課の窓口、ホームページ等、窓口に来た方に十分な対応をしていきたいと思ひます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 ただいまの説明で理解したところでありますが、そうしますと30年4月からということで駆け込み需要というのですか、PRその他によって駆け込みの申請だとか、その辺は期待できるところでありますけれども、事務混雑だとかかなりふえることが予想されるのですが、その辺の対応について質問しておきたいと思ひます。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 近藤議員さんの質疑にお答えいたします。

4月ということなので、3月末に駆け込みの需要が多分ふえてくるかなとは考えております。PR等も広報等で行いましてやっておきますけれども、ふだんの毎年のあれでも2月、3月は引っ越し等々の繁忙期がちょうど重なっているときでございますので、業務量はいつもより多くなり、それがちょっと多くなると思ひますけれども、現行の職員、頑張ってお手配して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○8番 近藤英基議員 了解。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充でございます。議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、2点お伺いをさせていただきます。

1点については、やはり一番問題となっているのは、その根拠としてはいろいろお示しいただいて、納得するといひますか、支持をしたいと思ひますけれども、急激な上昇ということが一番問題かなとは思ひますが、その際、それでも今回、特に件数の多いメーター口径が20ミリメートルであるとか、あと13ミリメートルもそうなのですけれども、基本的には今までかかった費用といひますか、建築費等を分散して、これから

受益を受ける人たちにとっては、その負担を平等にやっていただくという形ですけれども、計算で出したところで、例えば20ミリメートルに関しては27万円という数字が出ているけれども、平均と比べると割金が21万円なので、西部の10市の平均、西部地区の平均単価は21万円なので、それに合わせるということにされて、本来であれば6万円逆にここで減らしたりしているわけです。

私としては、今後はこういった改正については40年と言わず、ある程度時期が来れば常に見直すというのをしていくべきかなと思うのですが、そうしますと次の段階ですとこういった一番使用者数が多い、また使用者数が多いところが対象になってくるのではないかなというふうに思うのですが、今条例改正に当たって、そこら辺の見通しといたしますか、ありましたらお示しをいただきたいと思えます。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 山中議員さんの質疑にお答えいたします。

山中議員さんご指摘のとおり、現在、施設の耐震化や老朽管更新の時期となっておりまして、多額の費用が必要となっている状況でございます。このような状況を踏まえまして、やはり新旧の利用者への負担の公平性を図るために、今後につきましては定期的に見直しの検討を行いまして、近隣事業者等の動向も考慮しながら、改正が必要な時期には議会とも協議をさせていただきまして改正を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 その点に関しましては、今後は多分改正するとなると、今回は激変緩和はしていないということでしたが、やっぱり激変緩和としての西部地区の平均単価を超えないということで、一番対象の多いところはかなり配慮がされているというふうに見受けられるわけですが、今後はそういった実際の坂戸、鶴ヶ島水道企業団の状況を見れば、平均を上回ることも本来であれば制定しなくてはいけなくなるのかなと、そういった際にはきちんとまた説明をするということで要望させていただきたいのですけれども、その上で今回手数料の場合、2,000円と2,500円と分けて合計で4,500円で1,000円アップしているわけですが、その点についての説明を改めてお願いしたいと思います。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 山中議員さんのご質疑にお答えいたします。

先ほども加入金及び検査手数料の算定根拠につきまして説明申し上げましたが、検査手数料及び設計審査手数料につきましては、受託工事費、通常給水装置工事に係る職員

費等でございます受託工事費を根拠に算出をしております。実際の受託工事費に係る職員の人件費と、先ほどご説明いたしました物品費というのは、こちらで言いますと印刷製本費、修繕費、通信運搬費等職員給与費以外のものでございます。こちらの平成26年度から28年度までの3年間にかかった費用を平均いたしまして、こちらから設計審査に係る費用、また工事検査に係る費用を応分しまして算出したものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

○6番 山中基充議員 はい。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、小澤弘議員。

○5番 小澤 弘議員 ただいま議題となっております坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、1件お伺いいたします。

この案件について、改定する前に私でも数年前からそういうものがあるのではないかとこのように少し耳に入ってきていたのですけれども、検討はされていたのかどうかだけお伺いいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

私も給水担当で働いたことがあります。加入金がほかの事業体よりも安いというのは従前からあったことではございますが、先ほど申しましたように昔の考えでいえば、なるべく坂戸、鶴ヶ島に多くの人口を集めるということがありました。先ほども申しましたが、内部留保も大分ありまして、加入金を上げるということを考えておりませんでした。ここで幹線管路、特に東日本以降につきましては耐震化が非常に重要という形で、鶴ヶ島浄水場、坂戸浄水場、各浄水場の配水池等の耐震化を進めていく上で継続工事等がありまして、大分内部留保金も減りましたので、今後事業継続するためには、内部留保金が減った時点で、これはやらなくてはいけないなという形で将来が見えていましたので、ここ一、二年は考えていたところでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 5番、小澤弘議員。

○5番 小澤 弘議員 要は検討したのは、では一、二年ということですか。そんなに最近なのですか。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

検討につきましては、ここで基本計画をつくる上で、将来の企業団の収益を計算しなくては行けませんので、基本計画をつくるに当たりまして、基本計画をつくってから値上げという形では非常に基本計画の意味がありませんので、基本計画を発注しました1年ほど前から検討しているところでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に対する反対討論の発言を許します。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。それでは、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、水道利用加入金及び工事検査手数料を大幅に値上げする条例改正です。今回の改正は、水道利用加入金では約65%を占める口径20ミリメートルが税込み12万円が22万6,800円になり、10万6,800円も値上げをされ、1.89倍に実に89%もの大幅な引き上げになることです。工事手数料も4,500円になり、35%の引き上げとのこと。坂戸、鶴ヶ島下水道組合の下水道使用料は、最近、平均15.7%の値上げを行いました。下水道事業運営審議会において何度も審議が行われ、その議事録はホームページに公開をされ、答申が出される前から市民がいつでも閲覧できる内容です。

さて、今回の議案はどうであったかを見ていくと、水道企業団の現在の水道料金は、平成22年4月1日に改正、約3%程度の引き下げがされました。その後、平成25年度に第2次中期経営計画を策定し、26年から本年度29年度の4年間の料金算定を行い、現行料金の継続をしたとされています。平成22年4月の料金改正のときにも、中期経営計画にも、第2次中期経営計画にも一切議題にのらなかった水道加入金の大幅値上げを市民の声や審議会などを開かないで突然議案として提案では、市民の理解は得られないと考えます。

今回の議案の水道利用加入金は再計算したと提案理由にあるが、昭和50年、1975年、実に42年前に水道加入金制度を新設されたときそのまま運営をしてきての議案提案です。

市民目線で考えれば、審議会等を開催し、市民の声を聞く。42年間改正してこなかったのだから、一気に改正ではなく、段階的に考えていくなどの対策を求め、本議案に対しての反対討論といたします。

以上でございます。

○杉田恭之議長 次に、賛成討論の発言を許します。

5番、小澤弘議員。

○5番 小澤 弘議員 5番、小澤弘です。ただいま議題となっております議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の給水条例の一部改正の主な概要については、水道利用加入金及び給水装置工事の検査手数料の額を変更するというものであります。水道利用加入金は、昭和50年度に導入以来、検査手数料については昭和57年度の改正を最後に見直しが実施されていない状況であります。水道利用加入金は、浄水場や水道管などの設備投資に要した経費や水道施設の拡張に充てる財源の一部を新たに水道を利用する方に、その利用割合に応じた負担をしていただくことにより、新旧利用者間の負担の公平を図るものであります。

また、工事検査手数料は、給水装置の新設、改造等を行う場合に、設計審査や竣工時検査に要する費用を利用者が負担するものであります。水道利用加入金の改定も、埼玉県西部地区の平均以下に抑えられるとともに、工事検査手数料も近隣と比較しても決して高いわけでもなく、おおむね妥当なものと評価します。今後増大が見込まれる管路や水道施設の耐震化や老朽管の更新に係る費用について、特に今回の水道利用加入金の見直しを行うことにより増収となることから、耐震化や老朽管の更新が推進されることとなります。また、水道料金の改定時期についても、増収により先送りが見込まれることから、水道利用者の負担軽減に寄与するものであると考え、賛成の討論といたします。

○杉田恭之議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○杉田恭之議長 起立多数であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第8、議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

補正予算第2条に定める継続費につきましては、鶴ヶ島浄水場管理本館改修工事について、建物の劣化状況等により工事内容の変更が生じたことから総額及び年割額等を改めるものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充でございます。議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について質疑をさせていただきます。

質疑の内容に関しては1点なのですが、それはもともと設計業務等も行った上で、今回の変更理由についても事前に資料として、特に外壁の下地の補修工事等が1,600万円の増ということであつたりとか、総額で3,240万円の工事費の増なのですが、普通ですと、例えば水道管の工事ですと、掘ってみたら予知しなかったほかの埋設物があつたりであるとか、いろいろと設計の段階では知り得ないというものが当然あるわけなのですけれども、こういったいわゆる建物の工事に関して、これだけの修正が出るといふことの中身について改めて確認をさせていただければと思います。

○杉田恭之議長 笠木浄水課長。

○笠木知之浄水課長 ただいまの山中議員さんのご質疑についてお答えいたします。

どういったところが管理本館工事の変更点、どういうところで変更があつたというのか、その辺の細かいところのご説明をさせていただきます。

まず、建築・電気工事につきましては、屋上防水工事について既存防水を撤去し、改質アスファルトシート防水を施工することとして設計されておりましたが、既存防水を撤去すると下地層を傷つけ雨漏りの原因となるおそれがあるということから、既存防水についてはそのまま残置し、塩ビシート防水を施工することのほうが確実に防水が図られるということがわかりましたので、そのように変更をさせていただきました。

そのほか必要な建築・電気工事費等を変更させていただきました。主なところでございますと、非常口のところについている非常口灯の増設、あとは電気工事の配線、そういったものでございます。

2番目としまして、設備工事でございますが、こちらにつきましては空調、換気、給水、それと排水、衛生器具設備工事に関しまして、その更新、撤去工事、配管材料、そういったものを変更しました。それとトイレ改修工事につきましては、既存の建物の状況調査をしたところ、レイアウト等に変更が生じたので、そのことについて変更させていただきました。

そして、最後の最も重要なところなのですが、外壁下地補修工事でございます。こちらにつきましては、当初、高圧水による洗浄のみが計上されておったところなのですが、こちらを調査いたしましたところ、この方法では一部脆弱な塗膜は除去できても、全ての塗膜の除去ができないことと、想定以上にクラックが存在するなど壁面の劣化が進んでいることが確認されました。また、建物全体が同じ状態で塗装が施されておらず、コンクリート躯体に直接外壁塗装がされている箇所と、コンクリート躯体にモルタル層があり、その上に外装塗装がされている箇所があることがわかりました。

あと必要な打ち継ぎ目が不足していることも判明しました。塗装を除去するのに超高压水の方法に変えると塗膜の除去というのは可能になるのですが、水質検査に使用するガス配管に影響を与えることに加えて、建物の構造体表面のコンクリート面を深くはつることとなりまして、外壁の断面補修に関する工事費が発生することとなります。そのためにそれぞれの部分において、適切な外部の下地をつくること、あとは目地を形成してシーリングによる補修、こういったものも必要になるところです。外壁の塗装が請負業者、また施工管理業者側と調整する中で最も重要な部分であるだろうということで協議いたしまして、そこについては変更が大きくなってしまったところでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 補足でございます。今回、鶴ヶ島浄水場管理本館改修工事におきまして、基本的に設計図をもとに改修工事をやるものですが、私もこの金額を聞いたとき

に、ちょっとどうなのだという事で聞いたら、やはり設計図の多少読み切れない部分、設計会社が読み切れない部分と多少の違い、それと特に大きなのが外部の補修につきましても非常に大きくて、これはどうなっているのだという事で聞いたところ、やはり足場を組んで設計の段階で全部調査するわけにはいきませんので、どこも一緒なのですが、おおむね下のほうを調査いたしまして、平均、そのぐあいではやるようなことが多いのですが、その辺で傷んでいる部分が当初想定したよりも大分多いという形で、設計どおりやることもできるのですが、やはり下地ができていないと、お化粧だけしても中から剥げてしまうという形で、下地処理からやったほうが良いということがありましたので、そういう形で設計変更が増額になっているものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充です。ご説明ありがとうございました。

土に埋まっているものは掘って見ないとわからないということで、質問の冒頭に言わせていただきましたが、建築物に関しましてもある意味少しはつって見ないとわからないとか、屋上防水にしても、現実実際にやられて見ないと、実際と違う面が出てくるといのはよくわかった次第でございます。当工事の目的というのは、できるだけ鶴ヶ島浄水場の本館を維持管理といいますか、長年にわたってマネジメントしていくといいますか、きちんと使っていけるような状況にするというのが最大の目的でございますから、今回の補正に関して、それが寄与するという事については理解をいたしました。

あと、ちょっと関連になってしまうのですけれども、こういった工事をする事によって、要は本館であるとか、本館というのは建物自体は、今後どのような形で使用していくのかとか、いわゆるアセットマネジメント、ファシリティマネジメントをやられているのですが、そういったものは当企業団としてあるのかということで確認をさせていただきたいと思っております。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 山中議員さんの質疑にお答えいたします。

管路を初め、今回施設のお話ですけれども、施設もしかりで、更新時期を迎えたものが多くございます。現在策定中でございます基本計画等の中で、こちらのほう、今進めている次第でございますけれども、法定耐用年数等にとらわれず、実使用年数を参考にしながら、各施設を確認いたしながら、財政計画に裏づけされた投資計画を検討し、計画的に更新を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 山中基充議員 了解です。

○杉田恭之議長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 ただいまの議案についてお尋ねしておきたいと思います。

まず、そもそも論であります。この9,180万円が1億2,420万円ですか、約30%の変更ということであります。通常これだけ大きな変更というのは、なかなか民間においては考えられない部分でありますし、そうするとそもそも論からいきまして、最初の設計、それから仕様書、これに大きな瑕疵たる問題があったのではないだろうか、このように考えるところですが、どうお考えでしょうか。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

設計書につきましても、電気関係と同時に発注して、水道の業者が建築専門家として設計しております。やはり初めの段階で担当としては設計業者と現場をよく調査したという話なのですが、やはり現場管理と施工業者等によりますと、このまま施工してもらおうと将来に問題があるという形で、例えば先ほど言いましたように下地処理をしないまま塗ることも可能なのですが、そのまましてしまうとやった意味が薄いという形で、協議の上、設計変更しております。はっきり言いますと、設計の段階で想定した推量よりもふえているものでございます。これ約3割でございます。建物の3割につきましては非常に大きな問題ですが、調査の段階、設計の段階では担当設計会社、一生懸命やったということですが、やはり結果的に設計変更になってしまったということで、ご指摘のとおり、甘かったという部分がないということではありませんが、当時としては担当設計会社、調査、協議等を一生懸命やっておった状況でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 ただいまご説明を受けました。理解するところもあるのですが、私ども民間という話をさせていただいたのですが、なかなか民間では、この理解は難しいだろうなということを感じます。公会計での考え方は若干いろいろあるかと思うのですが、やっぱり首長さんたちも同じだったのですが、それぞれ一生懸命職員さんもやっていたと思うのですが、これだけの乖離というのはちょっと考えにくいところもありますので、今後におきましては今まで以上に緊張感を持って最初の設計、それから仕様書等、チェック等をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、小澤弘議員。

○5番 小澤 弘議員 ただいま議題となっております29年度補正予算についてお伺いいたします。

今言われたように、設計が甘いとしかどうしても思えないです。外壁の下地補修工事というのがありますよね。100万円きり組んでいないのですけれども、これが17万円ぐらいになっているのだけれども、具体的にこれは何をしようとしたのか、下地補修工事で外壁をもたせるつもりだったのかどうかというのをまずお伺いいたします。

○杉田恭之議長 その1点だけでよろしゅうございますか。

○5番 小澤 弘議員 それで大丈夫です。

○杉田恭之議長 笠木浄水課長。

○笠木知之浄水課長 小澤議員さんのご質疑にお答えいたします。

外壁下地補修工事、もう1段階具体的に教えてほしいということでございますので、そこについてご説明申し上げます。先ほどの説明と重なる部分はございますが、最初の調査で建物全体が同じ状態での塗装がされていなかったということがございました。コンクリート躯体に直接外壁塗装がされている箇所、こちらを仮にA部と申し上げます。それとコンクリート躯体にモルタル層の下地があって、その上に外壁塗装がされている箇所、こちらを仮にB部と申し上げますが、それと必要な継ぎ目地が、これは打ち継ぎの目地ができていなかったということで、それをつくらなければいけなかった、こういったものが不足しているということが判明しました。

それで、まずA部につきましては、既設の塗膜の除去にサンダー、刃が回転して削るもの、これを用いまして、そこであらわれた躯体のクラックを補修しまして、下地を補修形成し、さらにこちらはコンクリートそのものが出ていたところですので、中性化の防止処理を施すことといたしました。

それからB部、こちら躯体の上にモルタルが塗られた上に塗膜がされていた部分でございますが、こちらにつきましては塗膜の劣化部につきましては全部撤去させていただきました。そして、既設の塗膜全体は撤去はせずに、その既設の塗膜を生かした形で外壁剥落防止カーボンピンネット工法というのがございまして、既設の塗膜1メートル四方に約4本のカウンターを打ち込みまして、そこでその既設の下地をそのまま生かして下地を形成するというものでございます。また、そのほかにクラックの補修、V字カットをいたしまして、そこにシーリング剤を入れる。それから目地を形成し、そういったところにシーリングを入れる、そういったような変更をさせていただいたところでござ

います。

以上でございます。

○杉田恭之議長 5番、小澤弘議員。

○5番 小澤 弘議員 これは下地補修工事だけで、その後に塗装するということはしないということなのですね。

○杉田恭之議長 笠木浄水課長。

○笠木知之浄水課長 その下地をした後にシーラーという下塗材1回、次に主材2回、最後に上塗材2回、いわゆる塗装塗膜を吹きつける形で施工することとなっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

5番、小澤弘議員。

○5番 小澤 弘議員 それと、今答弁の中で目地がなかったとかという話を聞きましたけれども、設計者がそういうものを見過ごすのかということ自体が、もうおかしいとおかしいですよ、我々から見ると。設計者がどういう人がやっているのかわからないけれども、やっぱりそういう点で下地処理だけで100万きり組んでいないようなまず予算から疑ってかからないといけないことであって、そういう目地が抜けているなんていう問題を見過ごすなんていう設計者はいないというふうに私なんかは思っているので、うちの団地なんかもやるのですけれども、そういうものについて、そんなものを見過ごした場合は、当然のように業者が持つような、そんな感じのことにしないとおかしいです。だからそういう点では、今後設計する場合は、もう本当によく目を光らせていただきたいなというふうに思います。

今回は、もうやらざるを得ないというふうに思っていますから賛成はしますけれども、具体的な工事についての設計についてはちょっと認められないなというふうに思います。

○杉田恭之議長 要望としてでよろしいですか。

○5番 小澤 弘議員 はい、結構です。

○杉田恭之議長 それでは、藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいまいろいろご指摘をいただきました。当初の設計の段階におきましては、いろいろ精査をしたということではございますけれども、実際に工事に入った段階におきまして、足場を組んで、そして外壁等については工事に入るというふうなことで、足場を組んでからの段階でさまざまな設計した工法によっては対応できないということがわかったということでございます。そうした中で下地を補修工事を当初と違

う手法でやらなければ、これは将来禍根を残すということで、大変大きな金額でございましたけれども、変更をしていきたいというふうなことでございました。

ただ、この件だけではなくて、屋上防水や電気工事等々もそうでございますし、またトイレ、給排水、空調配管、こうしたことにおいても設計の段階と違う非常に大規模な変更等が出てきております。この点につきましては、いろいろ議員さんたちからご指摘があったとおり、この設計の段階で甘かったのではないかというふうな、これは否めないところだというふうに思っております。今後は、いたし方がない改修変更、工事の変更等もあるかと思っておりますけれども、今回のような大規模な変更ということは、これはもう大いに問題もでございます。こういうことのないように今後設計段階から見積もり等をしっかり進めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第9、議案第11号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第11号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成28年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては34億6,448万1,528円、水道事業費用につきましては29億280万5,923円となり、この結果、4億6,840万560円の純利益となりました。

これに資本的支出において使用された建設改良積立金4億450万283円を加えた8億7,290万843円につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、純利益を建設改良積立金として、また建設改良積立金を自己資本金として処分することといたすものであります。

次に、資本的収入につきましては1億4,860万708円、資本的支出につきましては14億5,481万6,142円となり、この不足する額13億621万5,434円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、当企業団の経営状況は、純利益を計上したことからおおむね安定しておりますが、1人1日平均使用水量が、節水機器の普及などにより平成25年度以降300リットルを下回る状況が継続していることなどから、将来予測される人口減少社会の到来により、今後における経営の安定性が懸念される状況でございます。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る6月22日、監査委員の審査を受けておりますので、申し添えます。何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いいたします。

木村監査委員。

○木村栄一監査委員 決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業決算につきましては、平成29年6月22日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしましたが、決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も企業会計原則及び諸規程に従って処理されており、いずれも良好と認められました。また、

財政運営につきましても健全になされているものと認められた次第であります。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

○杉田恭之議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充でございます。議案第11号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、4点にわたって質疑をさせていただきます。

まず1問目としては、決算書の3、4ページでございますけれども、動力費また修繕費が減をしているということが今回の利益増大の要因だということで、その点について伺わせていただきます。続いて有収率について、続いて収納について、続いて不納欠損についてということで、4点にわたって質疑をさせていただきます。

まず初めに、決算概要の3ページ、4ページでございます1款水道事業費用、営業費用、目で原水及び浄水費の中の動力費に関しまして、また修繕費に関しまして、今回この点が改善されたといえますか、低くなったので収益が上がったというようなご説明がありますけれども、その中身について改めてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 山中議員さんのご質疑にお答えいたします。

営業費用でございます原水及び浄水費の動力費に関しましては、前年度と比べ税抜きでございますが、約2,095万円の減でございます。こちらの要因につきましては、年間配水量の減もございますが、電気料金を構成しております燃料費調整単価の大幅な減によるものでございます。あわせまして原水及び浄水費の修繕費の減でございますが、こちらは前年度比約3,260万円の減でございます。こちらの要因につきましては、前年度においては坂戸浄水場のろ過池ろ過砂交換工事、こちらが約2,700万円ほどございました。28年度については、ろ過池ろ過砂交換工事のほうは行われていないことから、この差分による減が要因でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 了解いたしました。特に修繕費に関しましては、事業の繰越しであるとか、そういったものが生じますと増減しますので、経年的な傾向というのはちょっと読みづらいのですけれども、動力費に関しては燃料費がいつとき高騰しましたが、

割と安値安定という形だということを確認をさせていただきました。

続きまして、有収率についてお伺いさせていただきます。決算書の18ページにも触れられておりますし、決算概要の34ページ、37ページ等にも書いてあるのですが、要は有収率が上がるということは、漏水が少し改善をするということと理解をするわけですが、特に漏水工事の中で西坂戸団地等で大幅な工事があったということと、今回の有収率の改善と申しますか、6年ぶりということでしたけれども、要因ということで、これは理解していいのかということと、また有収率の改善について詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○杉田恭之議長 高篠施設課長。

○高篠 保施設課長 山中議員のご質疑にお答えいたします。

有収率が上昇した要因についてお答えいたします。有収率が、わずかではありますが、上昇に転じた要因の一つに漏水調査方法の変更が考えられます。従前の漏水調査では、給水区域を3分割にし、3年に1度のサイクルで全域的に漏水調査を実施しておりました。平成28年度の漏水調査では、調査対象である西坂戸、鶴舞、入西地区などの坂戸西地区に加え、過去の漏水データから漏水頻度の高い地区、上広谷、鶴ヶ丘、中新田、下新田、脚折、脚折町を重点的に調査いたしました結果、前年度と比べ146件多い299件の漏水を早期に修繕いたしました。このことから漏水水量が若干ではありますが、抑制されたものと考えております。そのことで有収率のほうの向上につながったものと理解しております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 西坂戸、鶴舞というのは定期的に3分割のうちの1つということで、では次年度以降、集中的にと申しますか、計画的にやるところは今後またふえていくということと申しますか、過去のデータから改めて見つけた中で146件の漏水が見つかったということで、企業団の努力については敬意を表したいわけですが、そういった要はきちんと調べれば漏水が見つかって有収率が上がるということと理解していいのかということと、あと一点は、今回西坂戸なんかは、今年度、当該年度に工事をしていて、当該年度にすぐに漏水と申しますか、有収率アップにつながっているということは、工事的には年度の初めのほうにやったのかとか、そういうちょっと不思議、タイミング、普通はずれがあるのですけれども、それはどういうことなのかということと確認をさせていただければと思っております。

○杉田恭之議長 太田事務局次長。

○太田広正事務局次長 お答えいたします。

特に西坂戸の関係でございますが、西坂戸、これは漏水調査の対象になっておりまして、発見してすぐになるかというちょっと疑問はありますけれども、全くそのとおりでございます。実は西坂戸につきましては漏水調査で発見したものを修繕するものもあるのですけれども、平成27年度に大きい本管の漏水、これが発見されまして、その修繕等も行っております。28年度も本管の漏水等はやっておるのですけれども、その結果、西坂戸だけの配水量で比べますと、配水量が17万5,000トンほど前年度に比べて減っております。かなりの大きい量でございます。特に平成27年度は西坂戸で全部で6件の本管漏水と、こういうものが発見されました。その修理をしたのが28年度にあらわれてきているのかなと思います。

さらに、28年度でも、また本管の漏水、これが見つかっておりまして、今29年度ですけれども、29年度の6月までを比べますと、28年度よりは若干また配水量とか減っておりますので、漏水を発見できたこと、修理したこと、その結果が有収率の向上にあらわれているのかと考えております。

以上です。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 喜ばしいといいますか、評価はするのですけれども、逆に言いますと本管等の漏水が大きいということであると、やっぱり当企業団としても水道管の、特に本管の布設替、時期でやっていますが、本当に待ったなしの状況なのだなという現実についても改めて感じさせていただいたものでございます。

続きまして、こちらの決算概要の35ページでございますが、収納状況ということで、今回、この後、不納欠損のことを質問させていただくのですが、特にコンビニ収納が五、六年前にスタートして、それによって今回、不納欠損額が大幅にといいますか、減をしているということでございまして、この中身を見させていただきますと、口座振替が76%、コンビニが13.5%ということでございます。私は、まずこの点について、特に収納とか収税、今回収納に関しては誰がやっているかといいますか、多分個々の滞納であるとかは少ないわけでございます。そういったものに対して職員が取り立てに行くということではないのかな。それは恐らく第一環境ですか、検針を委託しているところにも収納も委託しているのであれば、そういうふうにして、要は未納者に対する収納努力といいますか、その状況についてお示しをいただきたいと思っております。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 山中議員さんのご質疑にお答えいたします。

料金徴収業務委託におきましては、収納の確保ということで収納率の目標値を設定しております。目標値につきましては、年度末における当年度の収納率は当年度調定の90.3%以上、年度末における過年度の収納率は当該年度調定の99.83%以上と設定をしております。この設定値の設定率の達成のために委託業者である第一環境株式会社が料金収納業務を行っております。

未納金につきましては、毎月給水停止に伴う中止処理や無断撤去等がございましたときには、業者から報告を受けまして、対象者に対して両市に住民票の照会等を行っております。これは企業団のほうで行っております。また、それに応じまして、必要に応じて内容証明郵便の送付や支払い督促などの実施を行っております。あとは、現地の徴収等を第一環境で行っているという状況でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 35ページで見させていただきますと、結局そうやって収納した金額というのは、結局企業団窓口というところで、直接企業団に持ってこられる方もいますが、そういった第一環境等で収納したものはこちらの数字ということで、わずか1.34%なので、もうほとんどの方がちゃんと収納されているといたしますか、納めているという理解でいいのかなというふうに思うのですけれども、改めて確認をさせていただきます。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 お答えいたします。

先ほどもお話がありました口座の振替のほうがほとんどでございます。企業団の窓口等につきましては、給水停止勧告等をいたしましたときに窓口での収納等で行っておるという状況でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 水道に関しましては、水道をとめてしまうという最終的な手段があるので、6カ月滞納するとそういったことになるというのでは、収納率の予算というのはその点に反映されているのかなと思うのですが、そうなりますと次の不納欠損、ページで言いますと38ページになります。こちらの不納欠損の金額なのですが、今回下がっているとはいえ、まず伺いたいのは、なぜ6年で要は不納欠損にするのか、未納から6年でというこのルールはなぜできているのかといたしますのは、多分水道に関しましては、基本的には2年が時効でありまして、時効の場合は基本的には援用しないと、要は時効なので本当は払わなくていいのですけれども、時効ですと向こうが債務者が言わな

いと時効にならないというのがございまして、オートマチックには債権がなくならないので、ずっと収入未済のところに残り続けているというのが常なのですが、それを6年ということで切る。

また、要は援用を認めるためには、普通ですと議決を必要とするのではないかなというふうに思うのですが、この不納欠損に当たっては、そういった議決等も行われておりませんので、その辺の中身について改めて確認をさせていただければと思います。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 お答えいたします。

不納欠損は、水道料金等の債権が時効等により徴収できなくなった場合等に収入欠損として収入予定から除外する、こちら会計上の手続でございまして。不納欠損については、あくまでも会計上の処理であり、先ほど議員さんのほうからございました債務者からの時効の援用がなされていない債権については、債権債務関係は永久に残ることになっております。そのため企業団では債権を放棄したわけではないので、議会の議決には諮っております。

6年で欠損処理を行っていることにつきましては、企業会計の安全性の原則に基づきまして、丸々5年間を経過したものを翌年度に不納欠損として計上しているものでありまして、それで6年間ということになっております。こちら5年間経過後の処理につきましては、法的根拠というのはございませぬということになっております。

以上でございまして。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 会計上にはのらないけれども、債権としては残っているというのは、どこかで管理をしているのかということと、ある程度整理はされたほうが、せっかく議会もあることですし、いいのではないかなということについて改めて質疑をさせていただくと、あと水をとめるという手段はありますけれども、私債権なので、基本的にはそれをその人の要は財政状況を調査したりとか、そういったことは多分できないかなというふうに思うわけなので、そういったことについて両市の債権管理やっている、構成市の債権管理やっているの、そういったところに問い合わせるとか、そういったことはされているのかということでお伺いを、要は税金等の滞納等はないとか、そういったことについて押さえているのかということについて改めて確認させていただきます。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 お答えいたします。

債権の管理につきましては、長年ずっと管理して、なくならないような管理という形で行っております。先ほどの税金等の関係のことをございますが、そちらとの調整は今のところ図っていないという状態で、そこまで調査のほうは行っていない状態ですので、一応水道料金等の未納に対するだけのことで給水停止処理をかけさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 この点に関しましては、23ページを見ますと326万円なりを対象者が1,189人ですから、割ると1件につき大体2,700円ぐらいで、ある程度かなり少額なので、その一つ一つを追いかけていくということの実際の実費とかを考えるといろいろと考えるところもあるのですが、その点についてもまた債権として管理をしているのが、そのまま残っているという状況についても、ある程度今後とも検討していければというふうにご提案させていただいて、私の質疑を終了とさせていただきます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。議案第11号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、一応5点お伺いをします。山中議員と大分ダブっているので、一応5点は上げたいと思います。

1点目、水道使用料の不納欠損の関係について、38ページ関係です。それから2点目、純利益について4ページの関係、そして3点目、流動資産の現金預金について8ページ関係です。それから4点目、先ほどちょっとあったのですけれども、有収率について、大枠は聞いたので、1点だけ対策を聞いていきたいというふうに思います。それから5点目、重要な契約の要旨ということで、40ページからの関係でお聞きをいたします。

まず1点目、不納欠損の関係です。先ほど山中議員からも大分あったのですけれども、余りダブらないところで聞きたいというふうに思います。不納欠損について、件数とかその中身について、主な内容についてまずお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

水道利用料の不納欠損につきましては、平成28年度におきまして平成22年度分として1,189件、326万7,098円を処理いたしました。欠損処理となった主な内容と件数でございますが、1番の要因は転出先不明でございます。こちら1,049件となっております。その他につきましては、死亡、倒産等がございます。死亡につきましては48件、倒産が20件

という状況になっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 あとお聞きしたいのですけれども、実体経済、そして労働状況がなかなかよくなるという、よくなったという人もいるのですけれども、多くはならないというのが実態で、やむなく料金を払えない世帯も見受けられると。私たちも議員としていろいろ生活が大変なところを見ていると、どうしても水道料金は後というふうになってしまうというのはいしょうがないのかなというふう思うところです。給水停止執行までの状況と、各市の福祉部門との連携はどのようにやっているのか。特に私たちのところと東坂戸は、毎年3人も4人も亡くなるというようなこともあるものですから、その辺についてわかる範囲でお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 お答えします。

未収金の回収として執行しております給水停止までの状況を4月の定例検針を例にご説明いたします。4月分の検針は3・4月分として定例調定を立て、納入通知書を5月末までの期限で送付しています。5月末までに納付がない場合は、6月末までの納付期限で督促状を送付いたします。7月までに納付がない場合、8月末までの納付期限で催告状を送付いたします。8月末までに納付がなかった場合、給水停止予告状を9月中旬までに使送にて配付して、給水停止の執行、予定前日までの納入期限としております。給水停止執行前までに入金がない場合に、給水停止を執行いたします。

水道使用期間としましては、6カ月目、3・4月分、5・6月分、7・8月分までがなった段階で給水停止を執行しております。なお、生活保護減免対象者が給水停止に該当した場合でございますが、こちら両市の福祉課へ照会をいたしまして、給水の停止が可能か確認を行っております。諸般の事情で執行が難しい場合、特に夏場については十分こちらのほうと調整をさせていただきまして、実施のほうを行っておる状況でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 2点目に入りたいと思います。

純利益の関係、4ページの下のほうですけれども、純利益が4億6,840万円ということで、6,300万円ほど増額をしているということでもあります。この主な内容についてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

当年度純利益が前年度に対してふえた内容についてでございますが、平成28年度当年度純利益は4億6,840万560円となりまして、前年度、27年度純利益に比べて約6,390万円ほどがふえております。要因につきましては、移設工事負担金や水道利用加入金の増による営業収益が約3,170万円増加したのに対しまして、原水及び浄水費の修繕費や動力費、また減価償却費が減少したことによりまして、営業費用が約3,790万円減少したことによるものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 先ほどの質疑とちょっとダブっているところがあって申しわけなかったのですが、あとは一番聞きたいのは、前回、去年も聞いたと思うのですが、去年も4億円出て、そのとき、今後どうなのだというふうに聞くと、今後は減りますということで、去年の4月から私はお世話になっているのですが、あと昔6年ほどお世話になったときも、毎回、毎回その話を聞いて、それよりも数字がいつも多いというのがほとんどだったということがあるので、しつこくて申しわけないのですが、今後のことについてどうなのか、その辺を含めてちょっと中身についてお聞きしたいなというふうに思います。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

28年度の純利益を生み出した大きな要因といたしましては、収益では主に移設工事負担金や水道利用加入金等の外部要因に依存する収入の増加によるものでございます。一方費用に関しましても、原水及び浄水費の動力費において、電気料金を構成する要素であります燃料費調整単価が低下したことによる減少と、こちら外部要因によるものが主な要因となっております。結果として収益が増加し費用が減少したことから増益となったものでございます。

しかしながら、この結果は、安定的な収入である給水収益の増収によるものではなく、外部要因状況により左右される収益等の結果によるものでありまして、今後全国的な傾向であります人口減少が将来、坂戸、鶴ヶ島両市においても予想される中、給水収益の増収により純利益が増益となる可能性は低いものと考えられます。

以上であります。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 そういふところですよ。答弁ちょっと繰り返してはいますが、今後のことも聞きたいのだけれども、例えば先ほど議決をされた関係からいえば、来年度については1億数千万円、あれは経費がうんとかかるわけでもなく、当面は丸々浮いてくるというのははっきりしているのかなというふうに思います。それは確かに外部要因ですけれども、例えば10年、20年、入ってくるものは少な目に見てというのはありますけれども、それは収入の安定したことというふうにとるのが普通ではないかなというふうに思います。そういうことを含めて、ちょっとしつこくして申しわけないのだけれども、もう一回、3回目までできるので、見通しについて、そういうことを含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

確かに先ほどご議決いただきました加入金の改定につきまして1億円程度の増収が見込めるかとは思いますが、将来にわたりましてお客さまに安心安全な水を送り届けるためには、現在、管路や施設の耐震化等を進めている最中ですので。こちらの費用を考えると、今後増大な費用がかかるであろうというふうに見込んでおりますので、また先ほども申し上げましたとおり、給水収益に対しては増収が見込めないという考えのもとから、決して安定、安心な経営状況ではないというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 今ので3度ですので、その程度にとどめますけれども、そういう厳しい中で四十何年間そのままにしてきたというのは非常に気になって、割り算をすると5,000万円掛ける40で20億円が入らなかったわけですから、そういう問題がちょっとあるのかなと、値上げすればいいという立場ではないので何とも言えないところなのですけれども。

3点目についてお聞きをしていきたいと思っております。流動資金の関係、8ページです。現金預金の関係ですけれども、45億3,000万円ほどということで、昨年50億で5億ほど減るという数字になっておりますけれども、この辺の内容についてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

現金預金についてのご説明は、決算書の48ページにございますキャッシュ・フロー計算書にてご説明をさせていただきます。48ページにございますキャッシュ・フロー計算書でございますけれども、こちら上段にございます2、投資活動によるキャッシュ・フ

ロー、1行目の固定資産取得建設改良費事業等実施額、つまり資本的支出による現金の減少額が前年度におきましては約5億7,000万円であったのに対しまして、平成28年度においては約13億5,000万円と対前年度で約7億8,000万円の減少となったことから、28年度の現金預金につきましては前年度と比べまして約5億3,600万円ほど減少をしております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 あと一つの関係で、当初予算との関係、当初予算は29億というようなことで、45億とすごく数字が乖離をしているわけなのですけれども、この辺はどういうふうに見ていいのかお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

当初予算編成時におきましては、工事等の予算額及び継続費の年割額、また前年度からの繰越額等について全額を執行するものとしてキャッシュ・フローを作成、計算しておりましたが、実際には主に工事等の進捗状況から翌年度への繰越しが多く発生したことによりまして、見込んでいた現金支出がなくなった結果、当初予算との間に大きなずれが生じたものでございます。

なお、補正予算時におきましては、これらを修正するため、翌年度への繰越しが見込まれるものについては、当該年度での現金支出はないものとしてキャッシュ・フロー計算を行っております。平成28年度補正予算における現金預金は約44億6,400万円、28年度決算時におきましては約45億3,700万円でございますので、その差は約7,000万円でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 あと2点なので。4点目のほうについては、有収率、前の質疑でいただきました。1点だけ、今一番肝心の漏らさない対策ということで、今後の対策についてだけ1点お聞きをしたいと思います。

○杉田恭之議長 高篠施設課長。

○高篠 保施設課長 新井議員のご質疑にお答えいたします。

有収率の向上のため、漏水量を減らすべく毎年、路面音聴調査及び戸別音聴調査による漏水調査を実施し、漏水の早期発見、早期修繕に努めております。平成18年度より給水区域を3分割し、3年に1度のサイクルで全域的に漏水調査を実施しております。平

成28年度の漏水調査につきましては、3年に1度の漏水調査に加え、漏水頻度の高い地区を重点的に実施いたしました。平成29年度からは、従前の漏水調査に加え監視型漏水調査を実施しております。これは漏水音を判別することができる監視装置を一定期間、複数箇所、道路上の制水弁に設置し、監視を続け、センサーにより漏水の疑いがある地域を特定し、再調査を行うというものでございます。今後も漏水調査を積極的に実施し、有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 漏水対策は永久な課題というか、ずっとやらなければならない仕事ということで、しっかりよろしくをお願いします。

最後の関係です。5点目の関係ですけれども、40ページからの重要契約ということで、42ページ、下から7点目に、例えば項目で言っているものですから、漏水調査及び配水本管洗浄作業委託というのがあるわけですけれども、今洗浄作業についてどのように行われているのか大枠でお聞きいたします。

○杉田恭之議長 高篠施設課長。

○高篠 保施設課長 配水管洗浄作業についてお答えいたします。配水管洗浄作業につきましては、水質保全を目的として平成21年度から口径150ミリメートル以下の配水管を対象に実施している作業で、古い配水管の内面に付着した鉄さびなどを消火栓や排泥弁などの排水施設から水圧を利用し強制的に除去するものでございます。これにより断水工事に伴う排水作業や火災による消火作業等、消火栓を使用した際発生する濁水を軽減するというものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 寒い時期の作業ということで、水を使う率が少ないというふうに聞いております。しかし、寒いときということで凍結なども考えられるわけですけれども、その辺についてはどのように考えているのか、また今どのように進められているのか、お伺いいたします。

○杉田恭之議長 高篠施設課長。

○高篠 保施設課長 お答えいたします。

管洗浄作業は、水の使用の少ない冬場の夜間に実施しております。平成28年度は12月から2月にかけて関越自動車道西側の坂戸市分を実施いたしました。今後の凍結の対策についてでございますけれども、配水管洗浄作業の実施について、現時点では冬場の使

用水量の少ない時期ということを考えておりますが、今後使用者から苦情、不具合等があれば、近隣事業体の状況等を参考に実施時期については検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○7番 新井文雄議員 了解です。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 時間も経過しているので早く終わらせられるように1個についてお尋ねしておきたいと思えます。

これは平成28年度の決算概要を見させていただきました。32ページであります。現金預金の有価証券の現金についてはご説明いただいたものですから、理解しております。さて、(2)の有価証券であります。この文章を読みますと、このようであります。私の知るところによりますと、定期預金の金利は今どのくらいだろうか、まず1件お聞きしながら、それから国債、これは一応こういうことをするに当たって、証券会社とかその辺から見積もり等もいただいております。その辺の状況。これ一括で結構でございます。それから幹線管路、多額の費用が見込まれる。だから余計有価証券による運営は現在このようですけれども、国債等の例えば20年物を買っても、20年先まで持っていなければいかぬということでありませぬので、公会計の基本であります安全かつ有利ですか、この資金の運用ということに対しては、非常に有価証券、かつて近隣市でも問題があったところがあるやにも思っておりますが、その辺のこうなった根拠についてとりあえず伺っておきたいと思えます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 近藤議員さんの質疑にお答えいたします。

まず、定期預金の金利でございますが、現在、店頭金利は0.01%になっておりますが、今年度6月に実施した定期預金の入札では平均で0.05%となっております。国債についての企業団の状況でございますけれども、平成27年10月まで国債による運営は行っておりました。国債の買いかえ時期におきましては、28年度、29年度において多額の支出が見込まれていたことから、支払い準備金の状況を考慮し、1年物の国債にて運用する予定でございましたが、日銀による金融緩和の政策の影響から条件に見合う商品を提示する金融機関がなかったことから、定期預金による運用に切りかえております。

なお、当時の国債の利回りの状況でございますが、1年以下のものは全てマイナス金

利でございました。2年物で0.01%程度だったのに対しまして、実際に運用先となった定期預金は6カ月で0.035%ということでございましたので、定期預金のほうに切りかえた次第でございます。

それから、今後の運用につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、今後耐震化等幹線管路更新工事等につきましても多額の支払いが予想されます。また29年度予算、本年度当初予算におきましては、継続費事業が4つございますが、そちらが全部完了する予定でございます。この計算書のほうにもいろいろございますが、29年度への繰越額として約14億円ほどの支払いが予想されていることから、29年度当初予算の現金預金残高は約24億円となっております。今約44億円ですので、約20億円減ってしまうということでございますので、24億円の現金の中では投資による有価証券での運用が難しいものと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 近藤です。ちょっと今のお話、私の解釈と違うところもありますが、1年物というふうに限っておるのです。ですけれども、先ほどその理由は何で1年物にしたかというのと、急にお金が要ったりいろいろと出ることもあるので、換金しやすいよと、そういうのがあったと思うのですが、そもそも論から言って公共事業がいきなりあした、あさって1億円欲しいよと、こういうことではないと思うのです。全て工事にかかわる費用というものは、当然先ほどの議案ではありませんけれども、きちんと見積もり設計して、そして議会に上程して、そして執行するわけありますので、私は長期国債でも途中売買すれば元金補償で多少なりにはつくので、その理論構成は私とはまるきり違うなというところで、そしてなぜ私がこのことを問題にするかというのと、やっぱり市民からいただいた浄財、結果的にこういう金額になっておりますので、やっぱり公会計の基本であります有利で安全というところに私は置いて取り組んでいく必要があるだろうなということでもあります。

当企業団で基金の運用に関して、何か決まり事はあるのでしょうか。あればお示しいただきたいのですが、そうでなければ、やっぱり今の根拠というのはちょっと崩れてくるだろうなと思います。

それから、私がちょっとインターネットで調べたところ、定期を組んでいてもマイナス金利であるので、国債等が非常に安全有利な、ほぼ100%安全だと、とりあえずそれがいいので、2014年以降は逆にそちらに、国債を買っている自治体が全国的に多く見られるようになったのです。それと比較しても、本企业団の基本的な考え方が大きく違っ

ているのではないかな。これは私の主観であります、一応その辺を確認しておきたい
と思います。

○杉田恭之議長 藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 有価証券、特に国債を購入することで有利な運用が可能なのではない
かというふうなご指摘なわけですけれども、実際に今、いわゆるマイナス金利と言われ
る中において、国債の運用がかなり自治体においても注目されているというふうな状況
でございます。ご指摘のように1年物というだけではなくて、10年、20年、場合による
と30年というふうなそういうものの購入というものも進めているし、その金利のほう
もそこそ定期預金に比べれば高いというようなこともあるし、途中で売買して、その
売買による利益といったものも見込めるというふうな、そういうこともございます。

この件につきましては、私のほうからも点検のほうを指示もしたところでございます
けれども、ただなかなか景気の動向といったものが激しく動いている時期でもございま
して、かなり国債の金利のほうも人気が出たりで、その当時は非常に低い状況でもござ
いまして、今ちょっと買う時期ではないなというふうな、そういうふうなこともござい
ました。まず、企業団としては、この辺についての研究が足りていないところがござい
ますので、今後いろんな動向も見据えながら研究も進めて、それが実際に有利であるの
か、どうであるのか、そういうことも含めて研究して対応していきたいというふうに思
っております。

以上です。

○8番 近藤英基議員 了解。

○杉田恭之議長 了解でよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第11号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金
の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案は剰余金の処分については原案のとおり決することに、決算の認定については原

案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、剰余金の処分については原案のとおり決することに、決算の認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。

それでは、ここで休憩といたします。

休憩 午後 零時 20分

再開 午後 零時 30分

○杉田恭之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第10、議案第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第12号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年1月1日より施行となった地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律並びに国家公務員の制度改正の内容に合わせて、育児休業等の対象となる子の規定の整備等をするため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を平成29年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第12号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第11、議案第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第13号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案しつつ、平成29年4月1日より施行となった国及び埼玉県との給与改定に準じ、職員の扶養手当の額を改定するため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を平成29年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提

案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第13号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎一般質問

○杉田恭之議長 日程第12、一般質問を行います。

通告者は2名であります。なお、質問時間については、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

順次発言を許します。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

大きな1問として、水道事業を通しての高齢者見守りについて。鶴ヶ島市、坂戸市、当企業団の構成市において高齢者見守り対策は、高齢化の進捗に伴い需要度が増えています。企業団でも水道の検針の際、異変を感じた場合など、第一環境株式会社とともに協定を交わされており、対応されているものと考えます。また、長野県では、水道メーターを使っての見守りを行う実証実験が行われています。

1、水道企業団として高齢者見守りの取り組みについて。

2、第一環境株式会社との協定の中身と実績について。

3、水道メーターを使った高齢者見守りについてお伺いをいたします。

続いて、大きな2番目として、水道事業の民営化について。水需要の減少や水道施設の老朽化など、地方自治体が抱える問題を解決するため、コンセッション方式による水道事業の民営化、水道事業の官民連携、広域連携によって民営化を促す水道法改正案が3月に閣議決定され、第193回通常国会に提出、現在は閉会中の継続審査中です。先進的に取り組む予定だった大阪市においては、3月議会で否決されています。

1、水道法の一部改正の背景について。

2、水道企業団として広域化、民営化についての考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 山中議員さんの一般質問にお答えいたします。

質問事項1、水道事業を通しての高齢者見守りについての1から3につきまして順次お答えいたします。

1についてお答えいたします。当企業団におきましては、高齢者等の見守りについて、平成25年度から坂戸市見守りネットワークの関係団体として、鶴ヶ島市見守りネットワークの協力機関として参加しています。企業団では、日ごろの業務の中で見守りを行うとともに、見守りネットワーク研修会に参加し、情報交換等を行っているところです。見守りの具体的な取り組みは、職員がパトロールや現場作業中など高齢者や障害をお持ちの方、子供たちなどに異変が感じられた際に声がけ等を行い、状況に応じて市役所に連絡するとともに、必要な協力を行うこととなっております。

続きまして、2についてお答えいたします。当企業団では、料金徴収業務を委託している第一環境株式会社との間では、高齢者等の見守りに関する協定は締結しておりません。第一環境株式会社は、坂戸市及び鶴ヶ島市との3者間で坂戸市、鶴ヶ島市地域見守り活動に関する協定を平成25年5月に締結しております。また、第一環境株式会社は、鶴ヶ島市の鶴ヶ島市見守りネットワーク協力機関として、平成29年4月に登録を行いました。坂戸市、鶴ヶ島市との協定の内容につきましては、地域見守り活動として業務活動中に住民の異変を発見したときの両市への通報や緊急と判断した場合の消防署または警察署への通報となっているとのことです。これまでの実績についてですが、両市等への連絡事例はございません。

続きまして、3についてお答えいたします。ご質問がありました長野県の水道メーターを使った高齢者見守り事業につきましては、長野県企業局、長野県坂城町及び民間会

社の共同事業として実証実験の運用を平成29年9月から開始するとのこと。システムの概要といたしましては、水道メーターを電磁式隔測メーターへ交換し、水道の利用状況を新たに設置する見守り機器を通して、電話回線網等により受信センターに送信し、その情報を契約者ご家族や見守りサポーターの方々へメール配信し、見守り活動を行うものです。

坂城町の運用対象者は、町内在住のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦及びその家族を対象としています。費用負担につきましては、県企業局が見守り用水道メーターの機器費用及び設置に係る工事費等を、坂城町が見守り装置の設置管理費用等を、利用者が受信センター管理運営費及びメール配信料を負担する仕組みとなっております。

当企業団では、長野県で行っているようなシステムを導入しての高齢者見守りについては、経費負担の問題もあり、現在のところ検討しておりません。水道メーターの各戸検針時や現場作業中などに住民の異変を発見した場合には、声かけや両市への通報を行うなど、両市への見守り活動に協力してまいりたいと考えております。

続きまして、質問事項2、水道事業の民営化についての1及び2について順次お答えします。

1についてお答えいたします。今回の水道法の改正につきましては、自治体の水道事業の基盤強化を目的とした広域連携の推進や水道施設の維持更新等、資産管理の推進、公共施設等の運営権を民間事業者に設定する官民連携の推進が主な柱となっております。こうした改正の背景につきましては、人口減に伴う水道料金収入の減少や施設の老朽化による更新需要の増大、水道事業にかかわる職員の人材不足や高齢化など水道事業経営を取り巻く厳しい状況がございます。こうしたことから、水道事業の基盤強化を図るため、水道法の改正を行うものと認識しております。

続きまして、2についてお答えいたします。坂戸市及び鶴ヶ島市の人口推移によると、いずれも将来的には人口が減少する見込みとなっていることから、当企業団における給水人口も減少することが予想されます。こうしたことから、給水収益が節水機器の普及と相まって減収となる中、老朽化した施設の大量更新への対応、さらに耐震化への要請など経営環境は年々厳しくなってくるものと思われまます。このような状況は、当企業団のみならず多数の事業体においても同様に遂行するものと考えられます。埼玉県でも平成22年度に「埼玉県水道ビジョン」を策定し、各事業体が経営基盤の強化を図るため、水道事業の広域化を推進するものとなりました。

県の水道ビジョンでは、おおむね半世紀先の県内水道一本化を見据えた上で、埼玉県内を12ブロックに分け、平成42年度を目標に各ブロックの水平統合を行い、最終的に水

道用水供給事業者との垂直統合を目指すこととなっております。この中で当企業団は、川越市、川島町、毛呂山町、越生町から構成される第3ブロックに属しており、まずこのブロック内で広域化への取り組みを進めていくものと位置づけられ、県とともに各構成団体が定期的に会合し、検討を行っているところです。

次に、民営化についてでございますが、コンセッション方式はご承知のとおり、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、当該施設の運営権を民間事業者に設定する方式のことでございます。コンセッション方式の導入により、民間の柔軟な経営や先端技術が活用され、維持管理業務の効率化や業務体制の最適化が可能になると言われています。

しかしながら、現状では、水道事業におけるコンセッション方式の導入例が存在せず、実際の導入効果を推しはかることは難しい状況です。現状において当企業団では、民営化の検討は行っておりません。水道法が改正された際は、その趣旨や県の広域化の意向を踏まえ検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 それでは、一問一答ですので、水道事業を通しての高齢者見守りについてお伺いをさせていただきます。

水道企業団としての見守り活動としては、パトロールではないですけれども、多分いろんな事業の際にそういったものを見るということですが、実際に期待されているのは、検針業務等の途中で、ちょっと高齢者の状況がおかしかったりするときに、要はお世話をやくということを積極的にやってくださいというような、そんな中身だというふうに思っております。

第一環境株式会社の皆さんと何人かちょっと交流をして、会社からどういうふうに言われていますかといいますと、そういうふうに声がけをしてやってくださいというふうには言われていますということでございました。これは今のご答弁からいうと、特別に水道企業団とではなくて、坂戸市、鶴ヶ島市との見守りネットワークの中での話だと思っておりますが、その中で言われたのは、やはり全体的にそういうふうに検針の際にお声がけをするということをもうちょっと広く知らしめていただかないと、何となくやりづらいといいますか、余り出しゃばったことがしづらいというお声がありました。また、そんなに積極的には相手のこともあるのでというのもありましたが、あとは特にこのおうちは高齢者の独居であるとか、そういった情報は知らされていないということで、自分の業務の中で知り得た中でやるということでございました。

1番については、これに集約されるのですが、周りとしてこういった見守り業務に対して、例えば広く周知をするから、こういうふうな形でお節介をやかせていただきますよということで広報するなり、また必要であればちょっと情報といいますか、見守り相手の情報等も、これは坂戸市、鶴ヶ島市との協議も必要だと思いますが、申し合わせをするとか、そういった取り組みが必要ではないかと考えますが、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

まず、見守り相手の情報等が必要ですが、これにつきましてはつくっておりません。業務委託の仕様にありませんので、作成の義務づけはできておりません。

それと、声がけの件なのですが、異変を感じたときのみという形で、お節介まで、特に検針業務、第一環境におきましては全家庭に伺うわけですので、特に検針業務のときに異変を感じたときのみ何らかのお声がけをするようなこととなっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 これは坂戸、鶴ヶ島の施策なので、こういった形でいろんな検針業務を含めて、こういったときにお声がけさせていただくことがありますということについては、広くそういうふうに周りにお節介をやかれるということも承知をするような努力をぜひとも水道企業団のほうからもご提案していただければというふうに思います。

また、水道メーターを使った高齢者の見守りについては、これをするためには電子化された水道メーターをつけて、その上で使ったらメールを送る。長く使われなければメールを送るみたいな形のもので、かなり費用がかかるものでございますし、また先日、ソフトバンクのそういう催し物に行ったときには、いろんなロボットを使ってそういった見守り等も今検討されているところでございますので、その一環としていろんな今回の先進的な長野県の実証実験等も見守りながら検討していただければということで、次の水道事業の民営化について質問を移させていただきます。

これについては水道企業との関係で、まず民営化のことについて触れさせていただきますと、コンセッション方式というのは、簡単に言えばPFI方式で事業者に任せた上で、その事業者が水道料金等も勝手にとといいますか、決められるということです。ですから、フランスで導入された場合には、実際の老朽化、使用料の減、そういったことを関連していくと、結論としては値段を上げなくてはいけないということで、水道料金大

幅にフランスでは民営化進めた瞬間に上がりました。今までは人件費を削減して、その分民間に要は身を切らせて、人件費分は安くするみたいな形がどうしてもつきまといましたが、そういったエビデンスと申しますか、実証に伴って上げないと今の事業はもちませんよというのが民営化で、それがある程度終わったら、フランスはとっとと国営化に戻しました。というのは、そういったことはなかなか公としてはやりづらいのかなというふうに思っております。

今回の加入金の場合にも細かに説明をいただきまして、今後はこういった運営についてはこういうエビデンスと申しますか、実証について現実としてはこうですから、誰でも嫌がる料金の値上げであるとかそういったものでありますけれども、そういったことをきちんとしないと、結局それを民間にドラスティックにというか、ドライにやらせるという話になっていくのかなというのが一つの背景にあると思っておりますけれども、今後、今回も決算のときの決算概要等にも、今までにない事業実態の写真をカラーで、あといろんな計画についても事細かく、要はデータに基づいて説明がなされました。

今後とも水道企業団ありますけれども、この民営化の背景としては、こういったきちんとしたデータをもとに、市民にとって、利用者にとって苦い薬であったとしても、これは水道を維持するということを考えれば必要かなと思うのですが、その点について今後の取り組みについてお伺いをさせていただければと思います。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

現在、埼玉県で広域化についてやっておるわけでありまして。先ほど申しましたように、埼玉県につきましては第3ブロックで、川越市、川島町、毛呂山町、越生町等でやって広域化を進めているところでございますので、まず企業団としては広域化のほうを第一に進めて、民営化については県の動向等を見るしかないと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 私は民営化はしなくてもいいかなとは思っているのです。要は、それだけきちんとドラスティックにではないですけども、実証に基づいて今後きちんと説明責任を果たしていくという姿勢があれば必要ないのかなとも思いますが、もう一点、広域化も含めてなのですけども、水道料金に関しましては、ある意味いたずらにその部分に関して料金が高いという運動とか、選挙前に特に激しくなったりするのですけれども、そういった中、印象操作、現実として高いのは高いのですが、管の違いであるとか、また坂戸、鶴ヶ島水道企業団のように基本料金を持っている、また構成されて

いるものが民間といますか、民間の利用がほとんどで大きな企業がない。大きな企業があれば、逆進性ですからより利益は上がるのですが、そういったものもない中で一般の利用者の利用料に頼っている。そんなこともきちんと勘案しないで、ただいたずらにこの部分は高い、この部分は高いなんていうことを繰り返しているようだと、かえってこれはむしろ民営化をしろ、また広域化をしろと言っているに等しいのではないかなというふうに判断をしてしまうのですが、そういった考えについてはどのようにお考えになるかお伺いをさせていただきます。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

実証を通して説明責任を果たしていきたいと思っております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

○6番 山中基充議員 了解です。いいです。ありがとうございました。

○杉田恭之議長 次に、7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行っていきます。

今回、2項目でありまして、水道企業団のホームページの関係、特に議会会議録の関係、それから定年延長と再任用の充実ということでやらせていただきます。

まず、1項目の水道企業団のホームページの充実についてです。国や県など地方公共団体、どこでもホームページを開設するという時代になっています。情報の公開や各種行事のお知らせとして議会の開催案内、または議会の様子、議事録の公表ということ、また入札の結果の公表までも掲載をされているということでもあります。各団体とも工夫がされています。

当企業団では、年2回発行される紙版の「さかつる水だより」を加入世帯全体に配布をしています。しかし、ホームページはより細かく、より早く情報提供ができ、内容の充実が必要ではないかなというふうに思いますので、以下2点について質問いたします。

1点目は、ホームページを充実させていく考えについて。

そして、多くの団体が開示をしている議会会議録の掲載について。

2項目め、企業団職員の定年延長と再任用制度の充実についてお伺いをします。企業で働く方の厚生年金、国・地方公務員等の共済年金、いろいろなものがありますがけれども、おのおのとも本年度定年退職者、消防についてはちょっと一部違うのですが、2018年3月に定年退職される共済年金の方は支給年齢が63歳になるということで、その

後も2年ごとに1歳ずつ、65歳支給に向かっていきます。今のままであると、60歳定年で最長では3年間年金空白が生じることになります。

地方公務員の再任用制度は、2014年（平成26年）4月にスタートしたというふうに認識をしております。年金繰り上げが開始をされ3年が経過し、企業職員の雇用延長と年金の連携、これをとらなくてはならないことかということで、以下2点について質問します。

1つ目、企業団職員の定年延長について。

2点目、企業団職員の再任用制度の充実について。

以上で1回目の質問といたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 新井議員さんの一般質問にお答えいたします。

質問事項1、ホームページの充実についての（1）及び（2）につきまして順次お答えいたします。

（1）についてお答えします。当企業団のホームページでございしますが、平成19年に近隣自治体のホームページを参考にして、全体のレイアウトやページ構成、公開するデータ等を検討し、ホームページを開設いたしました。当時、記事の更新は業者に委託しておりましたが、費用削減と迅速な記事の掲載を図るため、職員の技術向上を図り、平成23年から職員がホームページを更新できる体制を整えました。現在では、渇水の緊急時における情報提供やさまざまな記事を掲載することが可能となっております。今後、当企業団では、ホームページを通じて企業団の経営状況や災害情報など水道に関する幅広い情報を提供してまいります。また、お客さまを初め、関係者からの要望に応じて必要な情報を掲載するなど、ホームページの充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、（2）についてお答えいたします。当企業団ホームページに、議会会議録を掲載することについてでございますが、坂戸市、鶴ヶ島市、坂戸、鶴ヶ島下水道組合及び坂戸・鶴ヶ島消防組合が既にホームページに会議録を掲載しております。当企業団におきましては、今年度に例規集の電子化及びホームページへの掲載を予定しております。議会会議録につきましても、あわせて過去分を含めまして掲載の準備を進めさせていただきたいと考えております。

質問事項2、企業団職員の定年延長と再任用制度の充実についての（1）及び（2）につきまして、順次お答えいたします。

（1）についてお答えします。地方公務員の定年の年度につきましては、地方公務員法第28条の2第2項において、国の職員につき定められている定年を基準として条例を

定めるものとする」と規定されており、これを受け当企業団においても、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の定年等に関する条例第3条において、現在60歳定年と規定しております。現在、定年を迎えた職員に関しましては、坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員の再任用に関する条例及び坂戸鶴ヶ島水道企業団職員の再任用の実施に関する規則を制定し、再任用に関して必要な事項を定め、職員の希望に応じて公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、国と同様に再任用しているところでございます。今後の定年延長につきましては、国や県、構成市の動向を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)についてお答えします。当企業団では、公的年金の支給開始年齢の段階的引き上げを踏まえ、雇用と年金の連携を図るとともに、職員が長年培ってきた能力、経験を有効に発揮できるよう、定年退職者等を対象にしてフルタイム勤務または短時間勤務の再任用制度を活用しております。再任用制度につきましては、これまでの実績や現在の再任用者の意見、国や構成市の実施状況などを踏まえ、充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 一通りの答弁ありがとうございました。1項目ずつ行っていきたいと思います。

ホームページの関係です。職員が比較的少ない中で努力をされているということで、それについては本当に頭が下がる思いです。しかし、ほかとの関係でどうしてもやっていかなければいけないと、そういう時代になっているかなというふうに思います。

質問の関係です。充実について、ホームページは常に更新を続けなければ、やはり見られなくなってしまうということがあります。そういう意味で、更新の頻度についてどのように行っているのかについてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

ホームページの更新でございますが、軽微な更新も含め平成26年度につきましては更新回数300回、492ページ、平成27年度につきましては更新回数257回、505ページ、平成28年度につきましては更新回数256回、584ページとなっております。なお、28年度の更新頻度でございますが、月に21回、49ページほどの更新となっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 新井議員。

○7番 新井文雄議員 我々が目にするのは、1面に何月何日と、こういうふうに乗っている数字でありますけれども、細かいところがやられているということが答弁にありました。今後どういうふうに充実させていくかというのが重要なことかと思しますので、今後充実に向けてどのように進めていくのかについてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

今後、当企業団では、ホームページを通して濁水、漏水に伴う断水状況及び水質事故に関する情報を迅速に提供するとともに、例規集を掲載するほか、経営状況など水道事業に関する幅広い情報を提供してまいります。また、お客さまを初め関係者からの要望に応じて必要な情報を掲載するなど、ホームページの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 次の質問をします。質問事項の2のほうに移りたいと思います。

2件目の多くの自治体、団体が議会会議録を掲載、開示をしております。先ほどの答弁で進められているということがあったので、一安心をしているところです。消防でも、ちょうど私が議員のときに質問しまして、消防のほうも行われているというふうに聞いておるところです。一番肝心の掲載費用、そして作業量、この作業量がどうなのかというのが一番大変なことなのですけれども、その辺についてどの程度なのかお聞きをいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

当企業団では、水道議会の会議録は業者に委託し、作業を行っております。そのデータの仕様で印刷製本のほか、最近は電子データの納品を指示しておりますので、水道議会議事録の電子データを所持しております。また、28年度につきましては、議会会議録及び電子データを含め約27万円の費用が発生しております。

作業量につきましてですが、当企業団のホームページの掲載につきましては、職員が更新できる体制が整っておりますので、1案件20分から30分程度の時間で更新が可能となっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 ちょっと聞きづらいのですが、これまで大幅におくれてき

たというか、今になってしまったということについて、理由についてお聞きをします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えします。

当企業団では、ホームページの掲載につきまして現在9人の更新担当者で更新しております。ホームページの更新作業を行っている職員が、専属の職員でなく、通常業務も行い、ホームページの更新を行っている状況でございます。こうしたことから今まで議会の開催状況に関しましては掲載しておりましたが、会議録の掲載までは至らなかったということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 今回、去年からことしにかけて職員の不祥事があったということなわけでありまして、我々議員に対しては非常に風当たりが強くて、何やっているのだと。見たら議会の中身もわからないではないかというのが、それなりにあったというのが今回の質問のきっかけであります。

先ほど1回目で一応やるよという方向なので、最後に掲載実施の時期について大枠でお示しをお願いいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

議会会議録の掲載時期でございますが、過去の会議録につきましては遅くとも年度内にホームページへ掲載させていただきたいと考えております。なお、最新の会議録の掲載につきましては、会議録作業業務委託のデータ納品が議会後2カ月から3カ月となりますので、納品された後、掲載させていただきたいと考えております。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 了解しました。

では、再質問の2つ目の1項の関係です。定年の関係です。定年については、再任用のほうがどうしても重きがいつてしまうので1個だけ聞いておきたいと思うのですが、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、これでは民間の事業主が高齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合は、今法律が変わりまして、希望者は基本的に全員が対象というふうになりました。昔は、より分けをしてということですのでけれども、そういう法律になりました。公務員も同様に雇用の確保、これは同じですので必要というふうに考えます。有事なんかを考えると、やはりその後のことが心配ということもあるかなというふうに思います。

そういうことで水道企業団も、将来的にはやはり定年延長をこれは考えざるを得ないのではないかとということですのでけれども、見解についてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

今後の定年延長につきましては、企業団独自ではなく、国や県、構成市等の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 なかなかきついですけれども、再任用ということが現実には行われているというふうに私も理解をしているところです。この再任用制度の関係いろいろ見てみたのですけれども、これいつごろから実施をしてきたのか、この企業団についてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

当企業団の再任用制度の取り組みでございますが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員の再任用に関する条例につきましては、平成14年2月20日に制定しております。公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度以降、段階的に引き上げられ、退職後、無収入期間が発生するのは、平成26年度の再任用から該当となっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 そういうことで、人数が60人前後ということで市役所とは1桁違う数字というふうに思いますけれども、過去3年間、定年退職者の状況についてどのようなであったのか、お伺いをいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

過去3年間の定年退職者は、平成26年度は2名、平成27年度も2名、平成28年度は1名でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 報告も合計5名というふうにあったかと思えます。過去3年間の再任用の職員の採用実績についてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

過去3年間の再任用職員の採用実績は、27年度がゼロ、28年度はフルタイム勤務が2名、29年度はフルタイム勤務が1名、短時間勤務が1名の2名でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 仕事をする上で、その後の仕事というのはなかなか苦慮するところかなというふうに思います。再任用の職種や配属先、どのように行っているのか伺わせていただきます。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

再任用の人材を幅広い職域で最大活用できるよう努めるとともに、職員が長年培ってきた多様な専門的知識や経験を考慮し、配属先を決定しております。現在、再任用の職員は職歴を生かした配属先で、主幹及び主査として活躍しております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 あと少しです。申しわけない。

その後の関係です。1点、気になる条例が中にあるのですけれども、職員の再任用に関する条例の第2条の1のところに、勤続25年以上とあるわけですけれども、どのように運営をされているのかお伺いをします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

職員の再任用につきましては、条例に基づき25年以上勤務した定年退職者を対象として実施しております。なお、定年退職時に勤務25年未満の職員はおりませんので、定年退職時の再任用につきましては全員が再任用の対象となっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 これはまた課題かなというふうに思います。

再任用者は3月31日、決まっていなわけですけれども、前から相当取り組みがされないといけないし、また人数が少ないということで公平にやっついていかないと、なおいけないかなというふうに思います。この再任用者が決定するまでの大きな流れについて、お伺いをいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

再任用職員の採用までの手続の流れをご説明します。該当者に対しましては、例年9月に再任用の希望調査を実施し、10月上旬に再任用申請書の提出を求めています。その後、申請のあった再任用希望者全員に面接を行い、2月に決定の通知をしているところでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 これからどうなるのか、これから3年間、定年退職正規のということで、どの程度なのかお示してください。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えします。

職員の定年退職者の予定でございますが、29年度3月末です。それが2名、平成30年度はいません。平成31年度が1名の予定でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 これから人数的には余り多くないというふうなことであります。再任用制度の対象者、基本的には特別な人というのはあるかもしれないのですが、希望者が全員採用されるというのが基本かなというふうに思います。今後の考え方についてお伺いを最後にいたします。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 お答えいたします。

当企業団職員の採用制度のまず実績をご説明いたします。再任用を希望した職員は、従前の職務実績等に基づく選考の結果、全て再任用をしております。また、再任用制度の対象職員の希望に応じた勤務体系で採用ができております。今後の再任用につきましても、雇用と年金の接続の重要性を留意しながら、適切な定員管理を実施し、再任用を希望した職員の意欲と能力を最大限に発揮できる充実した再任用の体制を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番 新井文雄議員 結構です。

○杉田恭之議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◇

◎議長の挨拶

○杉田恭之議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開催され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心から御礼申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位を初め、ご参会の皆様には健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力いただきますことをお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

◇

◎企業長の挨拶

○杉田恭之議長 企業長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 本日は大変にお疲れさまでございました。

ご提案申し上げました議案につきましては、慎重なご審議を賜り、原案どおりご議決をいただき、まことにありがとうございました。

頂戴いたしましたご意見、ご提言等につきましては、今後しっかりと踏まえまして、水道事業の発展のために取り組んでまいりたいと考えております。特に補正予算の適正な取り扱いや、あるいはまた水道利用加入金の改定の時期のおくれ等いろいろ反省材料がございましたので、これからもご指導等を賜ればと思っております。

きょうはまだ涼しいのですけれども、暑さ厳しい折でございますので、健康に十分ご留意いただきまして、なお一層の活躍をご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

(午後 1時23分)

○杉田恭之議長 これをもちまして、平成29年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

長時間にわたり本日は大変ご苦労さまでした。